

○差上申木錢証文之事 【会田家文書 No.三四六六】

【書き下し文】

差上申木錢証文之事

一 錢貳百文 但シ 白米貳升

壹升二付百文

一 錢百八文 但シ 御上貳人下貳人

木錢代

ノ 錢三百八文

右者御鷹場為御用被成御越、当村御止宿被 仰付

昨晦日夜方今朔日朝迄書面之通、御定之木錢米代御払被成

慥ニ奉請取候、尤所々有合之品を以、相賄一汁一菜之外、馳走

ケ間敷義不仕、酒肴等差出不申、村入用一切相懸ケ不申候

依之木錢証文差上ケ申所如件

文化十四丑年四月朔日

埼玉郡谷中村

名主 源三郎^印

組頭 庄吉^印

御鳥見

松本角十郎様

会田平左衛門様

【読み下し文】

差し上げ申す木錢証文の事

一 錢貳百文 但し 白米貳升

壺升到付き百文

一 錢百八文 但し 御上貳人、下貳人

木錢代

メ 錢三百八文

右は御鷹場御用のため御越しなされ、当村御止宿仰せ付けられ、

昨晦日夜より今朔日朝迄書面の通り、御定の木錢米代御払いなられ、

慥に請け取り奉り候、尤も所々有り合わせの品を以て、相賄い一汁一菜の外、馳走
がましき義仕らず、酒肴等差し出し申さず、村入用一切相懸け申さず候、

これにより木錢証文差し上げ申す所、件の如し

文化十四丑年四月朔日 埼玉郡谷中村

名主 源三郎(印)

組頭 庄吉(印)

御鳥見

松本角十郎様

会田平左衛門様